

平成19年7月24日

各位

会社名 シンワオックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 勝 弘  
(コード番号 2654 大証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画室室長 松浦公司  
(TEL. 06-6683-3101)

### 第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集に関するお知らせ

平成19年7月24日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集をおこなうことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 第三者割当により発行される株式および新株予約権の募集の目的

当社は、食肉卸売事業と外食・ホテル事業を展開しております。現在、多様化する顧客のニーズに応えるべく、食を通じた事業を幅広く展開する基盤を築いておりますが、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、今後の安定した成長に備えるため、資本の充実と収益力の強化を経営の大きな課題として検討してまいりました。

このような状況の中、株式会社モックとの資本関係を築き、資本の充実を図ることにより、同社および同社グループ企業との戦略的な業務提携等を推し進め、市場規模を最大限に活用することで、当社事業の拡大と業績の向上が期待できるものと考えております。

#### 2. 調達する資金の額および用途

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

・ 第三者割当による新株式	1,943,000,000 円
・ 第三者割当による新株予約権	1,964,000,000 円

##### (2) 調達する資金の具体的な用途

今回の第三者割当による資金の用途につきましては、財務体質の強化のための有利子負債の圧縮および運転資金に充当する予定であります。なお、用途の詳細につきましては、より効果的な充当を行うべく検討を重ねております。

##### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成19年8月から平成20年3月まで

##### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

当社は、平成18年3月期より赤字決算を続けており、財務体質を健全に保つことは、効率的経営を行う上で重要課題であると認識しております。かかる状況下において、財務体質を強固なものにすべく有利子負債を圧縮するとともに新たな資金調達により運転資金を確保する必要性があり、有利子負債の圧縮および運転資金への充当としての資金使途について合理性があると判断しております。

### 3. 過去3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績（連結）

決 算 期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
売 上 高	19,085	16,903	25,802
営 業 利 益	96	△144	△783
経 常 利 益	△5	△318	△1,028
当 期 純 利 益	11	△636	△1,658
1株当たりの当期純利益（円）	2	△119	△90
1株当たりの配当金（円）	—	—	—
1株当たりの純資産（円）	157.44	37.33	9.42

（単位：百万円）

#### (2) 現時点における発行済み株式数および潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	28,019,250株	100%
現時点の転換価額（行使価格）における潜在株式数	該当事項はありません	

#### (3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

##### ・第三者割当による新株式

発 行 期 日	平成19年8月9日
調 達 資 金 の 額	1,953,000,000円
募集時点における発行済株式数	28,019,250株

##### ・第三者割当による新株予約権

発 行 期 日	平成19年8月9日
調 達 資 金 の 額	1,974,000,000円
募集時点における発行済株式数	28,019,250株

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式

発行期日	平成18年10月16日
調達資金の額	1,748,000,000円
募集時点における発行済株式数	18,369,250株
募集時における潜在株式数	該当事項はありません
行使状況	該当事項はありません
当初の資金使途	運転資金
支出予定時期	平成18年11月～平成19年3月
現時点における充当状況	運転資金

(5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末 (平成17年3月31日終値)	280円
平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	216円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	128円
直近1ヶ月の終値平均 (平成19年6月24日～平成19年7月23日)	111円

4. 募集後の大株主および持ち株比率

募集前 (平成19年3月31日現在)	募集後 (潜在株式未反映)
株式会社加ト吉 36.25%	株式会社モック 42.84%
今田輝幸 15.17%	株式会社加ト吉 20.72%
加藤義和株式会社 9.03%	今田輝幸 8.67%
加ト吉水産株式会社 3.68%	加藤義和株式会社 5.16%
株式会カトーサービス 3.35%	加ト吉水産株式会社 2.10%
株式会社グローバルフードサービス 2.74%	株式会カトーサービス 1.91%
ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業有限責任組合 1.74%	株式会社グローバルフードサービス 1.57%
株式会社シンワ総合サービス 1.50%	ジャフコ・ジー九(ビー)号投資事業有限責任組合 0.99%
ジャフコ・ジー九(エー)号投資事業有限責任組合 1.50%	株式会社シンワ総合サービス 0.86%
サントリー株式会社 1.34%	ジャフコ・ジー九(エー)号投資事業有限責任組合 0.86%

## 5. 業績への影響の見通し

今回の第三者割当により業績に与える影響は、現時点において未定です。詳細が確定次第、別途お知らせいたします。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 新株式の発行価額の算出根拠

発行価格の決定方法は、当該増資に係わる取締役会決議日の直前日を含む60日連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均値(小数点以下切り捨て)104円を参考として、93円(ディスカウント率10%)といたしました。これは、当社のおかれた事業環境や最近の実績および株式会社モックとの業務・資本提携の基本合意以前の株価を勘案し、同社との交渉の結果、決定いたしました。

### (2) 新株予約権の発行価額の算出根拠

発行価格の決定方法は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の理論価値を算出しております。その上で本理論価値を下回らない限度で、本新株予約権1個の払込金額を金1,000円としております。さらに、本新株予約権の行使価額は当初、当該発行に係わる取締役会決議日の直前日を含む60日連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値平均値(小数点以下切り捨て)104円を参考として、93円(ディスカウント率10%)といたしました。これは、当社のおかれた事業環境や最近の実績および株式会社モックとの業務・資本提携の基本合意以前の株価を勘案し、同社との交渉の結果、決定いたしました。

### (3) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により株式の希薄化が生じますが、株式会社モックとの業務・資本提携を押し進めることで、財務体質が強化され、また業容・事業エリアの拡大および顧客満足の向上に繋がるものと考えております。また、将来的に当社の企業価値が高まり収益が向上できるものと判断しておりますので、今回の資金調達においては、過大なものではなく合理性があるものと考えております。

7. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 商号	株式会社モック (東証マザーズ上場 証券コード 2363)		
② 主な事業内容	・ウエディングプロデュースおよび関連商品の販売 ・飲食店の経営およびコンサルティング		
③ 設立年月日	平成6年4月8日		
④ 本店所在地	東京都中央区銀座6-8-7 交詢ビルディング6F		
⑤ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 兼 CEO 山田 信房		
⑥ 資本金	42億43百万円		
⑦ 発行済株式数	134,263株		
⑧ 純資産	6,683百万円 (連結) (平成19年3月31日現在)		
⑨ 総資産	18,012百万円 (連結) (平成19年3月31日現在)		
⑩ 決算期	6月30日		
⑪ 従業員数	323名 (連結) (平成19年3月31日現在)		
⑫ 主要取引先	一般顧客		
⑬ 大株主および持株比率	山田 信房	24.64%	
	三井物産(株)	2.23%	
	パークレイズ・キャピタル証券(株)	1.19%	
	小山田 壮権	1.04%	
	(株)マルチメディアネットワーク	0.92%	
⑭ 主要取引銀行	みずほ銀行、りそな銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行		
⑮ 上場会社と割当先の関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
⑯ 最近3年間の業績 (連結)			
決算期	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
売上高	6,529	17,565	21,558
営業利益	1,013	1,079	△1,090
経常利益	829	940	△1,330
当期純利益	434	△911	△3,870
1株当たり当期純利益 (円)	16,115.75	△16,586.11	△59,477.18
1株当たり配当金 (円)	2,500.00	0.00	0.00

(単位：百万円)

(注) 「資本金」および「大株主および株主比率」の欄は、平成19年6月30日現在におけるものであります。

## (2) 割当先を選定した理由等

当社は、平成17年10月より、堂島ホテル（大阪市北区）の運営を行っており、同ホテルにおけるウェディング事業も展開しております。

新株式の割当先となる株式会社モックは、ウェディングプロデュース事業およびレストランの開発・運営等を中心として主に東京・横浜エリアにて事業展開しております。同社の直営レストランは、ウェディングの運営ノウハウや集客力およびレストラン等の施設開発力を活かして、平日は一般営業を行い土日祝日にはウェディングパーティーを開催することができる施設を有しております。

当社といたしましては、株式会社モックのもつ運営ノウハウ、集客力を共有化することにより当社が運営する堂島ホテルにおけるウェディングパーティーの活性化を目指します。また、大阪エリアを中心に事業展開する当社と東京エリアを中心に事業展開する株式会社モックとが協力することにより、両社ともにエリア拡大の可能性が広がるものと考えております。

従来より現状の厳しい財政状態を脱却し、業容の拡大を進める上では、相乗効果を見込める企業との業務・資本提携が不可欠であると考えており、今回の提携は、財務的信用力を高めるとともに、業容・事業エリアの拡大および顧客満足の向上に繋げ、企業価値を高めるものであると判断しております。

以上の理由から当社は、株式会社モックに割当ての決定をするに至りました。

## (3) 割当先の保有方針

割当先からは、割当株式の保有方法について、原則として中・長期保有するとの報告を受けております。

なお、当社は、割当先との間において、新株発行日から2年間において、割当株式の譲渡を行った場合には、当社へ報告する旨の確約を依頼する予定であります。

以 上

(別添1) 新株式の発行要領

- |                         |       |                |
|-------------------------|-------|----------------|
| (1) 募集株式数               | 普通株式  | 21,000,000株    |
| (2) 発行価額                | 1株につき | 93円            |
| (3) 発行価額の総額             |       | 1,953,000,000円 |
| (4) 増加組入額               |       | 987,000,000円   |
| (5) 募集または割当方法           |       | 株式会社モックに割当     |
| (6) 申込期間                |       | 平成19年8月9日(木)まで |
| (7) 払込期日                |       | 平成19年8月9日(木)   |
| (8) 新株券交付日              |       | 平成19年8月9日(木)   |
| (9) 新株式の継続所有等の取決めに関する事項 |       |                |

当社は割当先に対し、割当新株式を発行日(平成19年8月9日)から2年間において、当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告する旨の確約を依頼する予定であります。

- (10) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

(別添2) 新株予約権の発行要項

1. 本新株予約権の名称

シンワオックス株式会社第1回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)

2. 申 込 期 間

平成19年8月9日

3. 割 当 日

平成19年8月9日

4. 払 込 期 日

平成19年8月9日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権を株式会社モックに割当てて。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式21,000,000株とする(本新株予約権1個当りの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1,000株とする。)

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

21,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金1,000円(本新株予約権の目的である株式1株当たり1円)

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初93円とする。

- (3) 本項第(2)号並びに第10項及び第11項にかかわらず、第14項第(1)号に基づき当社が公告及び通知を行った場合、公告がなされた日又は本新株予約権者が当該通知を受領した日以降における新株予約権の行使価額は、117円とする。

#### 10. 行使価額の修正

平成20年3月7日及び平成20年10月10日（以下それぞれを「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の前日に有効な行使価額を1円以上下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「下限行使価額」は当初の行使価額の80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

上記修正が行われる場合には、当社は、本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知するものとする。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第17項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。
12. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成19年8月10日から平成22年8月9日までとする。
13. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 本新株予約権の取得
- (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
  - (2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり1,000円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。
15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結

果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 16. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第20項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第20項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 17. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。但し、単元未満株式については株券を発行しない。

#### 18. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

#### 19. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本発行要項に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて新株予約権の理論価値を算出した。その上で本理論価値を下回らない限度で、本新株予約権1個の払込金額を金1,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成19年7月23日まで（当日を含む。）の60連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の約90%に相当する金額とした。

#### 20. 行使請求受付場所

当社総務・経理部

#### 21. 払込取扱場所

みずほ信託銀行株式会社 大阪支店

#### 22. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上